

簡易送致事件の処理要領について

平成 17 年 8 月 17 日
栃少第 253 号

少年の軽微な事件である簡易送致相当事件の処理要領を定めたものである。

本通達の概要は

- 処理要領
- 簡易送致事件チェック検討表での検討要領

である。